

物価高騰対策生活支援事業のご案内

- この事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえて、物価高騰の影響を特に強く受ける方々を支援するため、**住民税非課税世帯**を対象に**1世帯あたり**に**3万円分の商品券**を給付するものです。（確認日時点で町外に居住している方のみ口座振込を選択することも可能）
- 受給するためには、**手続きが必要**です。

支給額

1世帯あたり **3万円** + 子ども加算(子ども1人あたり **2万円**)

支給対象・手続方法

支給対象世帯 次の(1)・(2)のいずれかにあてはまる世帯

世帯全員が住民税が課税されている方の扶養を受けている場合は、受給できません。

世帯の中に住民税が課税されている方からの扶養を受けている方がいたとしても、それが世帯全員でなければ支給対象となります。

支給対象(1)

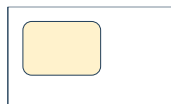
基準日(令和6年12月13日)時点で
河津町に住民登録があり、
世帯全員の令和6年度の
住民税が非課税の世帯

支給対象(2)

- ・ DV等避難世帯
- ・ 死亡、離婚等による非課税世帯
- ・ 課税内容の変更によって非課税となった世帯 など

河津町から確認書が届きます。

書類に記載された



期限までに

返送が必要です

申請が必要です

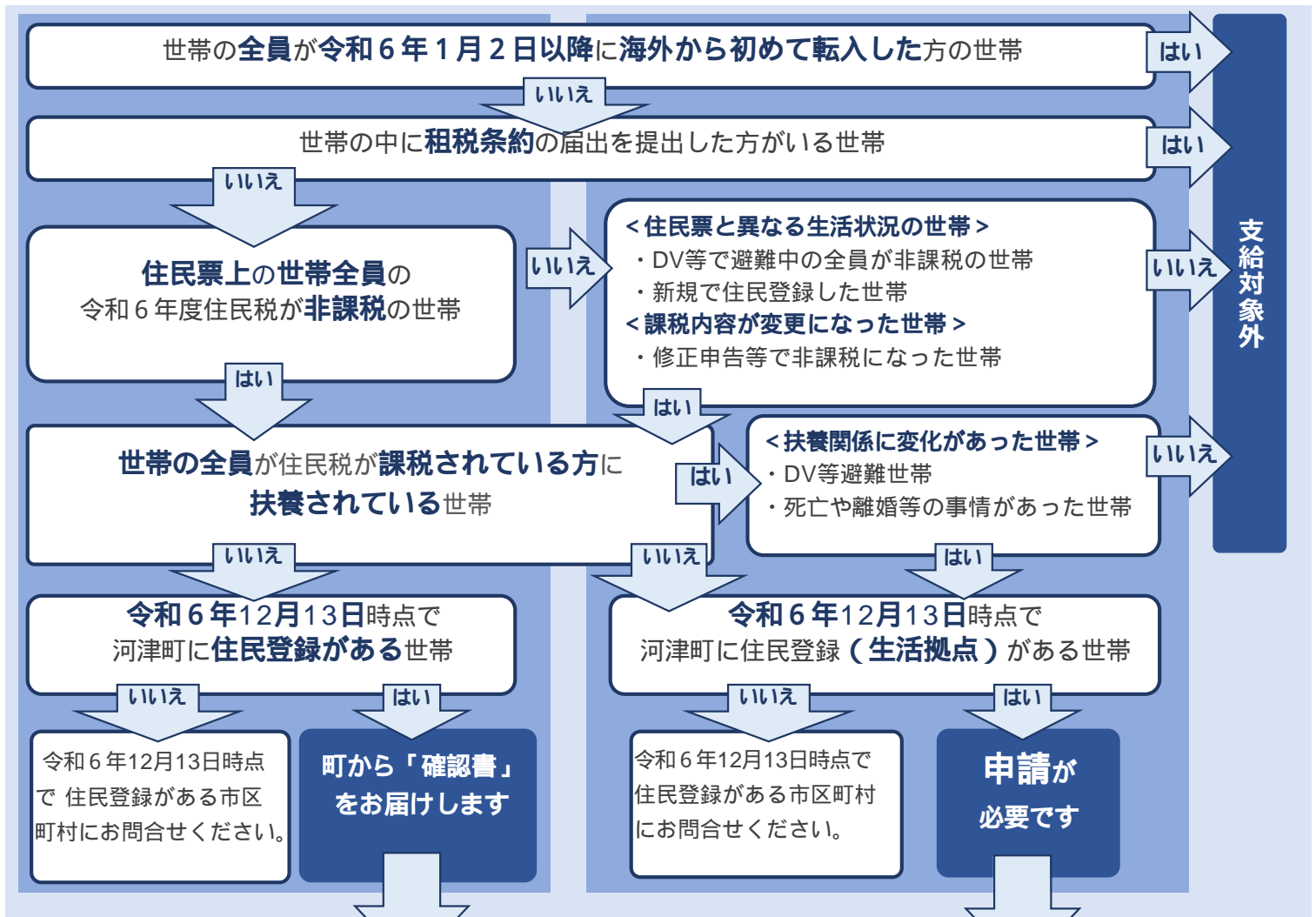


申請期間

令和7年4月7日(月)から
令和7年5月30日(金)まで

支給手続きの詳細は、裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き



町からお届けする「確認書」の内容を確認し、必要事項を記入し

確認書に記載された提出期日までに

町に**返送**してください

一定の要件に当てはまる場合には、支給対象になる場合があります

申請書に必要事項を記入して

申請期限までに町に提出してください

令和7年5月30日(金)まで

所定の審査を行い、交付決定通知兼引換券を送付します。
受領したら、河津町商工会で商品券へ引き換えてください。

引換え期間 5月7日(水)～6月30日(月)まで
使用期間 5月7日(水)～7月31日(木)まで

お問い合わせ

河津町役場 福祉介護課 ☎ 0558-36-3232

受付時間 平日9:00～16:00(土・日・祝日を除く。)



確認や申告の内容が誤っていた場合、支 済みの給付金の返還を求めることがあります。
意図的に虚偽の確認をした場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

警察相談専用電話(#9110)